

令和7年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・**拡充**・延長・その他）

No	5	府省庁名	厚生労働省
対象税目	<input checked="" type="checkbox"/> 個人住民税 <input type="checkbox"/> 法人住民税 <input type="checkbox"/> 事業税 <input type="checkbox"/> 不動産取得税 <input type="checkbox"/> 固定資産税 <input type="checkbox"/> 事業所税 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
要望項目名	国立健康危機管理研究機構の創設に伴う税制上の所要の措置		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 国立健康危機管理研究機構法（令和5年法律46号。以下「法」という。）により、令和7年4月1日に、国立感染症研究所（以下「感染研」という。）と国立研究開発法人国立国際医療研究センター（以下「NCGM」という。）を一体的に統合し、国立健康危機管理研究機構（以下「JIHS」という。）を創設することとなったことを踏まえ、現行の感染研及びNCGMに適用されている以下の税制上の措置について、JIHSについても引き続き講じられることを要望する^(※)。</p> <p>(※) 下記に記載のない個人住民税、法人住民税、事業税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、地方消費税、都市計画税、自動車税、軽自動車税関係については、令和5年度要望にて要望済み。</p> <p>・特例措置の内容 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第40条第1項の規定に基づき、公益法人等への財産の贈与又は遺贈については所得税法第59条第1項第1号の規定による譲渡所得がなかったものとされる。国税において、JIHSに資産を贈与・遺贈した際に発生する贈与所得にかかる所得税を非課税とする措置を要望しており、この措置により、総所得金額が軽減されることから、地方税においても、地方税法（昭和25年第226号）第313条に規定される所得割の課税標準の額が軽減されることとなる。</p>		
関係条文	○地方税法第313条第2項 ※所得税法及び租税特別措置法において市町村民税の所得割の課税標準となる総所得金額について規定。		
減収見込額	[初年度] - (-) [平年度] - (-) [改正増減収額] - (単位：百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的 感染研とNCGMを一体的に統合することにより、JIHSを創設し、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行い、内閣感染症危機管理統括庁や厚労省感染症対策部に科学的知見を提供すること等を通じ、国内における感染症のまん延その他の公衆衛生上重大な危害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態の予防及びその拡大の防止並びに国内外の公衆衛生の向上及び増進に寄与する。</p> <p>(2) 施策の必要性 JIHSは、情報収集・分析・リスク評価機能、研究・開発及び臨床機能の全てが世界トップレベルであり、世界の感染症対策を牽引する国内の「感染症総合サイエンスセンター」を目指しており、研究・開発の機能については、シーズ開発から非臨床試験、臨床試験までを戦略的かつ一貫通貫に進めることができる体制とすることとしている。 そのためにも、感染研とNCGMが現在担っている事業等を着実に実施することとされ（令和4年9月2日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）、法第23条第1項各号に掲げるJIHSの業務規定は感染研及びNCGMの業務を引き継ぐ形で規定されている。よって感染研とNCGMに適用されている税制上の所要の措置についても引き続き講ずることが必要であり、譲渡所得等の非課税についても措置を継続する必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案	-		

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標 1 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標 5 新興感染症への対応を含め、感染症の発生・まん延を防止するとともに、感染症による健康危機発生時に迅速かつ適切に対処する体制を整備すること 施策目標 5-2 感染症による健康危機発生時に迅速かつ適切に対処する体制を整備すること
		政策の達成目標	JIHS を創設し、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等の機能を強化することにより、次の感染症危機に備える。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	1 法人
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	税制上の措置を講じることにより、JIHS において、医療対応、公衆衛生対応、危機対応、研究 開発等の機能を、効率的に実施することが可能となる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税でも同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性		JIHS は、現行の感染研及び NCGM を統合することにより設立するものであるが、JIHS 設立後も同様の税制上の措置を講じることによって、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等の機能の強化を図り、政府に科学的知見を提供することとするという政策目的が果たされるので妥当である。	

これまでの 税負担 軽減 措置等 の適用 実績と 効果に 関連す る事項	税負担軽減措置等の 適用実績	—
	「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	—
	税負担軽減措置等の適 用による効果（手段と しての有効性）	—
	前回要望時の 達成目標	—
	前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	—
これまでの要望経緯	—	—